

新たな観光地域づくり事業（京築エリア）

業務委託仕様書

1 業務の目的

複数の市町村で構成する広域観光エリアにおいて、県、市町村、観光協会等を構成メンバーとする検討会を設置、運営し、エリアの強みを活かしながら、他地域との差別化を図り、将来的なエリアのブランドイメージとなり得る“尖った”観光テーマの設定、また設定したテーマに基づいて、各主体が今後取り組むべき観光振興施策等を取りまとめたロードマップの策定、エリアへの誘客の柱となる観光コンテンツの造成等を行い、本県の新たな“観光の核”を創出することで、観光客の県内周遊・滞在及び旅行消費拡大を図る。

2 委託業務名

新たな観光地域づくり事業（京築エリア）業務委託

3 委託業務の実施期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 業務の内容（（1）～（5）は必須。（6）は自由提案）

（1）広域観光エリア（※）毎に設置した検討会の運営

地域の協力を得ながら本事業を円滑に進めるため、県が令和3年度に設置した「新たな観光地域づくり検討会」を開催・運営する。

※ 広域観光エリアについて

〔言葉の定義〕

県が定める行政区域（福岡地域、北九州地域、筑豊地域、筑後地域）を指すものではなく、2つ以上の市町村（政令市を除く）から構成される地域をいう。

〔本業務の対象とする広域観光エリア〕

京築エリア（行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町）

■検討会の構成メンバー

県、（公財）福岡県観光連盟、市町村、観光協会、商工会議所・商工会

■年間実施回数

4回程度

■検討会での審議内容

- ① 共通キャッチフレーズ「鬼すごい」を活用した観光コンテンツ開発に関すること
- ② テーマの魅力を満喫できるモデルルート作成に関すること
- ③ テーマに基づく各主体の観光振興施策を取りまとめたロードマップ（別添）の進捗管理
- ④ 県の「新たな観光地域づくり補助金」及び「福岡県個性ある宿泊施設整備補助金」の事業計画審査
- ⑤ 県及び公益社団法人福岡県観光連盟が実施する関連事業（プロモーション等の取組）に関すること。

⑥ その他、本事業の推進に必要と考えられるもの

(2) テーマに基づいた観光コンテンツ開発

京築エリアにおいて、令和5年度春の全国販売促進会議やプレDC（九州管内観光キャンペーン）、令和6年春のDCにおいて提供・販売が可能な、共通キャッチフレーズ「鬼すごい」に基づく観光コンテンツを開発する（※1～3）。

※1 「観光コンテンツの開発」の定義

旅行会社等が商品として販売可能となるよう、商品規格（商品名、内容、販売価格、手数料、予約・決済方法等）を整備することをいう。

※2 観光コンテンツについては、日帰りの体験商品、宿泊（又は食事）付商品等、幅広く設定可とする。

※3 新規造成、既存商品の磨き上げのいずれも可とする。

【開発に当たっての留意点】

- ① 開発するコンテンツは、(1)の検討会による合意をもって決定すること。
- ② DC及び関連イベント（プレDC、全国販売促進会議）に係る素材提供の要件、スケジュール等については委託者や関係団体と十分に協議を行い、遺漏することがないように各工程を進めること。
- ③ 開発過程で、モニターツアー等による内容の検証を行うこと。
- ④ モニターツアーの前後に公益社団法人福岡県観光連盟からヒアリングを行い、助言を得て Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、磨き上げを行うこと。
- ⑤ ③、④の検証を踏まえ、成果物を完成させること。

(3) テーマの魅力を満喫できるモデルルートの作成

共通キャッチフレーズ「鬼すごい」の魅力を味わいながら、京築エリア内で「食べる」「泊まる」「遊ぶ」を満喫できる旅の過ごし方を取りまとめたモデルルートを作成する。併せて、モデルルートや広報媒体作成時の素材となる観光コンテンツについて、委託者等が情報発信する際に活用できるよう、基本情報や写真素材を収集・整理する。

【作成するモデルルート】

- ① 半日日帰りルート
- ② 1日日帰りルート
- ③ 1泊2日ルート

※ 博多駅や小倉駅、福岡空港、北九州空港など、主要な交通拠点発着のルートを作成すること。

【モデルルート作成、コンテンツ情報収集に当たっての留意点】

- 作成するモデルルートは、(1)の検討会による合意をもって決定すること。
- 観光コンテンツは、「食べる」「泊まる」「遊ぶ」それぞれのカテゴリー別に収集・整理を行い、収集作業の際に検討会委員への意見照会を行うこと。
- 令和2年度、3年度の本事業の成果物を積極的に活用すること。

- 写真素材については、被写体ごとに複数枚撮影し、委託者が選定できるようにすること。
- 成果物として納品する事業者の情報や写真素材については、委託者である福岡県や福岡県の関連団体が実施する広報ツール制作や各種プロモーション活動、福岡県観光情報公式サイト「クロスロードふくおか」内のフォトギャラリー（フリーダウンロード可能）掲載等において活用できるよう、二次利用ができる素材として納品すること。

（４）検討会委員の所属団体等が実施する周遊観光を促すための取組みへの助言・指導

検討会委員の所属団体等が独自に実施する観光振興施策や国の補助事業への申請に対し、委員の要請に応じ、適宜助言・指導を行うこと。

なお、助言・指導の内容、結果については、随時県への報告を行うこと。

（５）テーマに基づく観光地域づくりに資する取組み

共通キャッチフレーズ「鬼すごい」による京築エリアの観光地域づくりに資する取組みについて、県及び検討会に諮り、承認を得た上で決定し、実施すること。

（６）設定した観光テーマに基づく観光地域づくりに資する取組み（自由提案）

予算の範囲内で、設定した観光テーマ・ロードマップに基づいた地域づくりを進める上で有益と思われる取組みを実施すること。

〔想定される取組みの例（※必ずしも以下から選択しなければならないわけではない）〕

- ・（４）の造成件数の拡充
- ・（４）で造成した観光コンテンツの旅行商品化（実際に販売する）
- ・地域の認知度向上のために行うデジタルプロモーション

５ 成果物

（１）造成した観光コンテンツの商品企画を説明する資料（４（２）関係）

- 観光コンテンツの造成件数：６件程度
- 納品期限：令和５年１月１５日
- 納品場所：福岡県商工部観光局観光振興課（「連絡先・提出先」を参照）
- 納品数：紙媒体２部かつ電子データ
- 電子データ：Windowsで表示可能な形式（PDF、WORD、Excel、PowerPoint等）とする。
その他のソフトウェアを使用する場合は、福岡県と別途協議すること。
- 納品仕様：A４ １枚／件

（２）京築エリアを周遊するモデルルートを紹介する資料（４（２）関係）

- モデルルートの作成件数：
 - ① 半日日帰りルート：３本
 - ② １日日帰りルート：３本
 - ③ １泊２日ルート：３本

- 納品期限：令和5年1月15日
- 納品場所：福岡県商工部観光局観光振興課（「連絡先・提出先」を参照）
- 納品数：紙媒体2部かつ電子データ
- 電子データ：Windowsで表示可能な形式（PDF、WORD、Excel、PowerPoint等）とする。
その他のソフトウェアを使用する場合は、福岡県と別途協議すること。

（3）モデルルートや広報媒体作成時の素材となる観光コンテンツを紹介する資料

（4（2）関係）

- 納品件数：
 - 「食べる」（飲食店）：10件
 - 「泊まる」（宿泊施設）：5件
 - 「遊ぶ」（体験等）：10件
- ※ いずれも、「施設やプログラムの内容等の基本情報」「写真素材」のセットで1件とする。
- ※ 一覧表、個票をそれぞれ作成することとし、委託者が今後情報の追記や更新をできるように様式とすること。
- 納品期限：令和5年1月15日
- 納品場所：福岡県商工部観光局観光振興課（「連絡先・提出先」を参照）
- 納品数：紙媒体2部かつ電子データ
- 電子データ：Windowsで表示可能な形式（PDF、WORD、Excel、PowerPoint等）とする。
その他のソフトウェアを使用する場合は、福岡県と別途協議すること。
- 写真データ：
 - 〔ファイル形式〕JPG、PNG
 - 〔ファイルサイズ〕1MB～5MB
 - 〔備考〕≪SNS利用≫縦アングルまたは正方形（1：1）
≪WEBサイト内利用≫横アングル

（4）実施報告書

全ての過程終了後、今年度の実績をまとめた報告書を作成・提出すること

- 納品期限：令和5年3月31日
- 納品場所：福岡県商工部観光局観光政策課（「連絡先・提出先」を参照）
- 納品数：紙媒体5部かつ電子データ（CD-R又はDVD-R）1部
- 電子データ：Windowsで表示可能な形式（PDF、WORD、Excel、PowerPoint等）とする。
その他のソフトウェアを使用する場合は、福岡県と別途協議すること。
- 実績報告書への記載内容（例）
 - ・「新たな観光地域づくり検討会」の実施内容、議事概要

- ・観光コンテンツ開発の概要
- ・モデルルート作成、素材収集の概要
- ・検討会委員への助言・指導の結果
- ・観光地域づくりに資する取組みの実施内容、成果

6 業務実施体制の確立

4、5に示す業務、成果物提出について、受託者の専門的知見を十分に活かし、円滑に実施するための実施体制を確立すること。

7 著作権の取り扱い

- ・受託者が元より所有している著作権については、成果物の活用範囲（画像・動画の一部切り取りなどを指し、明らかな追加・加工・修正などの編集は含まない）において、福岡県での使用を認めるものとする。
- ・第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。万一、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けた場合は、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。

8 個人情報の保護

本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、「個人情報に関する特記事項」の規定に準じ、個人情報の漏洩・滅失・毀損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

9 再委託の禁止

原則、第三者への再委託を禁止する。

ただし、事前に福岡県と協議し、承認を得た場合は、第三者に委託をすることができる。

10 秘密の保持

受託者は、本業務を履行する上で知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示又は漏洩してはならない。

11 その他

- ・事業の詳細・遂行、仕様書に定めのない事項については、その都度、福岡県と十分に協議の上、進めていくこと。
- ・事故・トラブル等が発生した場合は、速やかに対処の上、福岡県に報告すること。

12 連絡先・提出先

福岡県商工部観光局観光振興課観光地域づくり係 担当：藤川

住所：〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7

電話番号：092-643-3446

FAX 番号：092-643-3431

メール：kanshin@pref.fukuoka.lg.jp